

松山市長 野 志 克 仁

松山市学生等起業奨励金給付要綱をここに公布する。

記

松山市学生等起業奨励金給付要綱

(趣旨)

第1条 市は、学生等による市内の起業を支援することで、市内の起業活動の活性化を推進し、地域経済の新たな担い手の育成を図るため、予算の範囲内において、松山市学生等起業奨励金（以下「奨励金」という。）を給付する。

2 奨励金の給付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「起業」とは、新たに事業を始めるため、会社法（平成17年法律第86号）その他の法令の規定により法人の設立の登記をすること又は所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により個人事業主として開業の届出をすることをいう。

2 この要綱において「大学等」とは、大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校及び高等学校をいう。

3 この要綱において「学生等」とは、第6条の規定による奨励金の給付の申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 大学等に在籍する者

(2) 大学等を卒業し、修了し又は途中で退学してから1年以内の者

(3) 認定大学発ベンチャー又はこれと同等の認定を大学等から受けた企業として市長が特に認める企業の構成員

4 この要綱において「認定大学発ベンチャー」とは、国立大学法人愛媛大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程（令和2年愛媛大学規則第91号）第2条に規定する大学発ベンチャーであって、同規定第3条第3項の規定による認定を受けたものをい

う。

(給付対象者等)

第3条 奨励金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に起業した法人の代表者又は個人事業主である学生等であって、市税を滞納していないものとする。

2 奨励金の給付の対象となる法人又は個人事業主は、給付対象者が起業した次の各号のいずれにも該当する法人又は個人事業主とする。

(1) 法人にあつては本社又は本店を、個人事業主にあつてはその主たる事業所をそれぞれ市内に有すること。

(2) 過去に奨励金の給付を受けていないこと。

(3) 起業の支援を目的とする補助金、交付金その他の公的給付を他の公的機関等から受けていないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。

(5) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項までに定める営業を行っていないこと。

(7) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のないこと。

(給付対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、給付対象者が起業した法人又は個人事業主に係る次に掲げる経費のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

(1) 登録免許税、定款認証手数料その他法人の設立の登記に要する経費

(2) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得に係る特許料、登録料、手数料等

(3) 司法書士、行政書士、中小企業診断士等に対する委任報酬、委託費等

- (4) 名刺, チラシ, パンフレット等の印刷製本費
 - (5) 広告費
 - (6) 会計システム, 顧客管理システム等のシステム導入費
 - (7) 印鑑作成費
 - (8) その他市長が必要と認める経費
- (奨励金の額)

第5条 奨励金の額は, 給付対象経費の合計額(1, 000円未満の端数があるときは, その端数を切り捨てた額)以下の額とし, 法人の起業にあっては35万円, 個人事業主の起業にあっては10万円を限度とする。

(給付申請)

第6条 給付対象者は, 令和9年3月31日までに, 松山市学生等起業奨励金給付申請書兼請求書(様式第1号)に, 次に掲げる書類を添えて, 市長に申請しなければならない。

- (1) 起業計画書(様式第2号)又はこれに記載すべき事項が分かる書類
- (2) 給付対象経費内訳書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 給付対象者の運転免許証その他の本人確認書類の写し
- (5) 法人にあっては履歴事項全部証明書の写し, 個人事業主にあっては開業届の写し
- (6) 第2条第3項第1号又は第2号に該当する者にあっては給付対象者の学生証その他学生等であることを証する書類の写し, 第2条第3項第3号に該当する者にあっては国立大学法人愛媛大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程第5条第1項の認定証(認定大学発ベンチャーと同等の認定を大学等から受けた企業として市長が特に認める企業にあっては, 当該認定を受けたことが分かる証明書等)の写し
- (7) 給付対象経費を確認できる領収書等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(給付決定)

第7条 市長は, 前条の給付申請書兼請求書の提出があった場合は, その内容を審査し, 適当と認めたときは, 必要な条件を付して奨励金の給付を決定し, 松山市学生等起業奨励金給付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は, 前項の規定による通知後速やかに奨励金を給付するものとする。

(給付決定の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による給付の決定を受けた給付対象者（以下「給付事業者」という。）が偽りその他不正の行為により奨励金の給付を受けたとき、又は規則第12条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該給付の決定を取り消し、既に給付した奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（調査）

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、給付事業者の申請内容等について調査を行うことができる。

（届出義務の免除）

第10条 規則第8条ただし書の規定により、奨励金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

（帳簿等の整備及び保存期間）

第11条 給付事業者は、奨励金の給付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、奨励金の給付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年要綱第34号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第7条第1項の規定により給付の決定を受けている奨励金については、なお従前の例による。

付 則（令和8年要綱第〇〇号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後に起業した給付対象者に適用する。